

	国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007年勧告	東京電力福島第一原子力 発電所事故での対応
職業被ばく	救命活動 (情報を知らされた志願者)	他の者への利益が救命者のリスクを上回る場合は線量制限なし
	他の緊急救助活動	~500 mSv
公衆被ばく	緊急被ばく状況	20~100 mSv/年の範囲で決める
	復旧時 (現存被ばく状況)	1~20mSv/年の範囲で決める
		厚生労働省電離放射線障害防止規則の特例 緊急時被ばく限度を従来の 100 mSv から 250 mSv に一時的に引き上げ (平成23年3月14日から同年12月16日まで) 電離放射線障害防止規則の一部を改正し、特例緊急被ばくの上限を 250mSv とした(平成28年4月1日から施行)
		例 計画避難地域での避難の基準: 20 mSv/年
		例 長期的に目標とする線量: 1 mSv/年

mSv : ミリシーベルト

出典 : 国際放射線防護委員会 (ICRP) 2007年勧告
厚生労働省電離放射線障害防止規則の特例 より作成